

第4回内灘町災害復興計画検討委員会 議事要旨

日 時 令和7年2月12日（水）13時30分～14時50分
場 所 内灘町役場1階町民ホール
出席者 別紙のとおり

○委員長挨拶

○議題

(1) 内灘町災害復興まちづくり計画について（資料1～2）

事務局から資料に基づき説明

委員長：第4章までの基本計画については議会議決済みであり、今回の第5章まちづくり計画は地元の協議会等の意見を反映してとりまとめているとのことである。質問や意見等があれば発言をお願いしたい。

委 員：P27の液状化対策（個別再建）の補助について、対象は住宅地限定なのか。なぜ工場は含まれていないのか。

事務局：県の復興基金を活用した被災宅地等復旧支援事業は、発災時に被害を受けた住宅地が対象となっており、住宅地以外は対象とならない。

委 員：それはなぜか。工場はどうでもよいということか。

事務局：工場は「なりわい再建支援補助金」が対象になる。

委 員：「なりわい再建支援補助金」を使えない人には補助はないということか。「なりわい再建支援補助金」は60歳以上などの高齢者は使えない。そのような人に対して町から補助を出すことは考えていないのか。

事務局：現時点では「なりわい再建支援補助金」の上乗せのみである。

委 員：それはあんまりなのではないか。被災宅地等復旧支援事業は事業所に適用されないと聞き、事業者に対して町は支援してくれないのかという話になっている。何か補助メニューを考えてもらえないか。

事務局：事業所には「なりわい再建支援補助金」をメインで補助しているが、どのような支援が必要か改めて商工会と話をして検討したい。

委 員：被災宅地等復旧支援事業を事業所にも適用してもらえると助かるが、そのような措置は考えていないのか。

事務局：これは復興基金を活用した補助メニューであり、事業所を加えることは難しい。

委 員：早期復旧と言いながら、町道から自宅の車庫に車を乗り入れられない宅地が多くある。まちづくり計画に記載されている道路拡幅を地下水位低下工法と同時に進める場合、この先の数年間、手をつけないことになる。大根布地区は側方流動の被害はそこまで大きいものではないので、早期に道路復旧してもらいたい。

事務局：道路関係の話について、側溝等が浮き上がったところは、まちづくり計画に関係なく、来年度から早急に対応していく予定である。もうしばらく時間をいただきたい。

- 委員：P30に西荒屋地区においては外部からも住みたい人が住宅を建築できる地区計画制度を導入したとのことだが、室地区において地区計画を導入するとした際に、圃場整備事業地区を区域に含めることは可能なのか。
- 事務局：圃場整備事業地区は農地として利用されており、地区計画の区域に含められるかは県に確認したい。
- 委員：今、応急仮設住宅が整備され、将来的には町営住宅に移行するとの話がある。その点を踏まえて、地区計画の区域に含められないものか。
- 事務局：一般論になるが、地区計画はお住まいの方で共通ルールを定める枠組みである。ご質問いただいた農地については、圃場整備を実施する際に農地として利用することを前提に話を進めていたと想定される。農地を住宅地として利用する必要性やその規模を検討し、関係者間の合意や圃場整備事業の変更手続きなどを行っていくことが必要になると思う。区域に含めることはできないとは言いきれないが、これまでの経緯も踏まえ、住宅地として活用する合理的な理由が必要になる。
- 委員：どの範囲まで地権者合意が必要なのか理解できない。また、小規模住宅地区改良事業は、地域が区域を指定するものなのか、行政から提案があるものなのか。
- 事務局：災害で被災した住宅が不良住宅となり、この不良住宅が一定の戸数を超える場所を中心に区域として定め、住宅と公共施設を整備することになる。これからみなさんと協議しながらの話となるが、ある程度、町で区域を設定していくことになる想定している。
- 委員長：この事業は国土交通省の補助メニューなのか。
- 事務局：国土交通省の住宅局のメニューになる。
- 住宅局：小規模住宅地区改良事業は、交付金を用いて町が事業主体となって行うものであり、事業費の1/2程度を国から自治体に支援するものである。都市計画の手続きがいらがないため、土地区画整理事業と比べスピード感を持って進めることができる。エリア内に15戸以上の不良住宅があるなどの要件があるが、それらをクリアすれば事業を進めることができる。
- 委員長：国の補助メニューの中で採択条件を踏まえながら、よりよいものを選択することが必要であろう。先程の圃場整備については、そもそも農地として整備する予定であったものなので、それを住宅地として活用するには住民の合意形成のほか、関連機関と協議・調整していくことも必要である。
本日が最後の委員会になる。地区のまちづくり協議会の場等で町に意見をさせていただいたと思うが、他に意見はないか。
- 委員：被災者は事業実施に時間がかかることは認識している。まちづくり計画において災害公営住宅は検討の状態であるなど、難しいことは理解しているが、地元意見を取り入れて進めてもらいたい。地域に対し、行政のプランを適宜示してもらえると地元も安心できる。そのように進めてもらわないと、先行きが見えず、若い人を中心に被災地から人が離れてしまう。地元と話し合いながら早めの対応をお願いしたい。
- 事務局：町としても、復興計画を策定し終わりではなく、進めていくことが必要と認識している。まちづくり計画では施策を5つ提示し、今後の流れも示している。今後

も施策を進めていく上で具体的なスケジュールを示し、地域の皆さんと連携しながら進めていきたいと考えている。

委員長：まちづくり計画が最終目的ではなく、これをもとに具体的に実行していくことが重要である。

委員：P27の被災宅地等復旧支援事業について、のり面、擁壁、地盤の復旧工事は、対象にならないと認識していた。擁壁だけの復旧でもこの補助金を活用できるのか。

事務局：被災宅地等復旧支援事業は液状化の被害を受けた宅地ののり面や擁壁は対象になる。一方、住宅耐震化促進事業は住宅のみが対象となり、のり面、擁壁、地盤の復旧工事は対象とならない。詳細については町に問い合わせいただきたい。

委員：被災宅地等復旧支援事業の対象は住宅だけと認識し、後々に擁壁などの工事に使えるようになったと勘違いされている人もいた。

事務局：制度としては上限まで達していない場合は再度、のり面や擁壁の修復を申請することも可能である。

委員：住宅の復旧だけで補助の上限に達するような気はするが、さらに上乗せで補助してあげることはできないのか。

事務局：県からの基金を活用しており、現状では補助上限は958.3万円であり、改めて周知したい。

委員：住宅再建の件で、町は災害公営住宅を整備する予定と聞いているが、小規模住宅地区改良事業の話もあり、町として何を優先する予定なのか。まず災害公営住宅を整備することを考えているのか。可能であれば、地区内で再建できる事業があるのであれば、周知に重点を置いてもらいたい。ちなみに、自分の町会では100世帯が地区を離れた。地域コミュニティの再建と言いながら、災害公営住宅の整備を優先すると個別のコミュニティは小さい状態が続き、そのうち、人がさらに離れていく。発災当初から町には、また戻ってきたいと思える政策を進めてもらいたいと、お願いしている。その点についての考えを伺いたい。

事務局：災害公営住宅の整備と並行して、小規模住宅地区改良事業等のメニューは合意形成が必要になるため、これから地区の協議会のみなさんと話をして進めていきたいと考えている。

委員：「小規模」とは、どれくらいの規模なのか。敷地面積が100坪ある土地で、50坪くらいの建物を建てられるものなのか。また、町には事業内容や適用条件など、細かな情報提供をもっと提示してもらいたい。

住宅局：小規模と名前がついているが、大元に改良事業というものがあり、その中の一部に「小規模」がついている事業である。「小規模」に対する規模要件はなく、戸数要件があり、激甚災害指定の場合は不良住宅が5戸以上、一般の場合は15戸以上である。ただ、不良住宅と認められるためには個別に点数をつけて評価する必要がある。

委員：復興計画とは別の話になるかもしれないが、公費解体が進められている中、震災前から空き家がある。まったく手つかずのものがあり、復興まちづくりを進める中で支障になると想定される。町として残った住宅の取り扱いはどのように考えているのか。

事務局：空き家であったとしても、災害により危険度判定、罹災証明が出され半壊以上であれば、手続きをすれば対応できるはずである。半壊に至っていないのならば、災害ではなく、景観政策等の中で進めていかなければならないと思うが、まずはどの場所かを町に教えてもらいたい、担当部署と相談したい。

委員：公費解体は罹災証明を申請して半壊以上が解体してもらえることは理解している。それに該当しない空き家の解体は、まちづくりの一環で対応できないのか。地域で対応することは難しい。

事務局：被災前からの空き家状況は住民課で把握しており、今後、町としても対応は考えていきたい。

委員：現段階で検討する内容が示されているかと思う。基本計画において子育て支援の取組が記載されているが、第5章まちづくり計画にはその視点が抜けているように感じた。具体的な場所は特定できないと思うが、まちづくりのイメージに入れ込んでも良いように思った。

委員長：P10の体系における目標・取組と第5章のまちづくり計画はリンクしているのかということかと思う。冒頭で申し上げたように、地域コミュニティについては災害が起こる前から重要なものではあった。まちづくり計画の施策として加えることは可能か。

事務局：今ほどの子育て支援については、P29に「地域を巻き込んで教育環境の充実を図り、小規模特認校として特色あるまちづくりを進める」旨、少し踏み込んだ内容を記載している。

委員長：他に意見が無いようであれば、第5章のまちづくり計画案は原案で進めさせていただく。議会から意見があった場合は事務局と委員長一任でお願いしたいが、ご了承いただけるか。

委員：異議なし

委員長：では全体を通じて意見がある方は発言いただきたい。

委員：西荒屋の区長がおっしゃったように、被災者の皆さんは具体的な事業の計画や進捗について知りたいと思う。事業の実施計画書をできるだけ早期に作成し、住民に示し、説明会を開くなど、コミュニケーションの充実を図ってもらいたい。委員長に相談であるが、計画にその旨の記載を反映してもらえないか。

委員長：これからアクションプランを詰めていくことが重要である。具体的な内容について詳細をすぐに示すことは難しいと思うが、これから何を実施していくことを伝えることは可能か。

事務局：P23に「なお、これらの施策を進める際や、まちづくり計画に記載されていない施策を実施する場合には個別に計画を策定して進める。また、まちづくりの施策は関係地権者や地区の皆さまとの協議、合意形成を図りながら進める。」との記載をさせていただいている。

委員長：「なお、」書きでの記載であり、全体を計画的に、誰がどこで、いつまでというアクションプランを示しながら進めてほしいとのことであり、原案の記載は意味合いが少し異なると思う。

事務局：該当箇所は1～5の施策とそれ以外の内容を含めた記載としている。

委員長：書きぶりについては事務局と検討したい。その他に報告事項等も無いようであるので、本日の議案についてはこれで終了する。今後も「ともに創ろう、災害に強く住みよい内灘」を目指し、皆様には引き続き協力いただきたい。

では、進行を事務局にお返しする。

事務局：長時間にわたり、貴重なご意見をいただき感謝申し上げます。後日、町議会からの意見を伺い、3月の議会上程を経て、計画を策定する予定でいる。今回の計画策定においては、本検討委員会や国土交通省、関係機関の皆様から多くの知見をいただき、具体的な施策を検討するうえで参考になったこと感謝申し上げます。また、被災地区の皆様からも貴重な意見をいただき、町の方向性を定めることができた。計画策定後は、インフラ整備や地域経済の活性化、安心して暮らせる環境づくりを進めることが重要であると認識しており、地域と連携しながら復旧復興を一つずつ着実に進めていきたい。引き続き、ご協力をお願いする。

【検討委員会の様子】

